

第 5 9 事業年度事業計画書

1. 基本方針

- (1) 配合飼料価格の変動によって生じる、畜産経営者の損失を補てんすることにより、畜産経営の安定と発展に寄与する。
- (2) 畜産経営者毎の経営内容に応じた、適正な数量契約の締結をはかる。
- (3) 通常補てん準備財産の過不足が生じないように、計画的に積み立てを実施する。
- (4) 関係機関等と連携し、制度の安定運営と改善に努める。

2. 事業計画

(1) 会議の開催

総 会	1 回
理事会・評議員会	6 回

(2) 会費

令和 8 年度は正会員の会費を免除する。

(3) 配合飼料価格差補てん金交付業務

ア. 通常価格差補てん金交付業務

契約会員（全農）と締結した基本契約及び数量契約に基づき、業務を遂行する。

イ. 異常価格差補てん金交付業務

飼料機構と締結する異常補てん金交付契約に基づき、業務を遂行する。

ウ. 契約数量

6, 7 5 2, 1 1 8 トンとする。（前年対比 1 0 0. 1 %）

(4) 積立金の徴収

ア. 通常補てん積立金

(ア) 単価

区 分	トン当たり単価	備 考
通常補てん 積立金	2, 4 0 0 円	加入生産者 8 0 0 円/トン
		加入 2 号会員等 4 0 0 円/トン
		契約会員（全農） 4 0 0 円/トン（基本分）
		契約会員（全農） 8 0 0 円/トン（積増分）

(イ) 金額

区 分	金額（千円）	算 定 基 礎
通常補てん 積立金	1 6 , 2 0 5 , 0 8 3	契約数量×2,400円/トン

イ. 異常補てん積立金

(ア) 単価

区 分	トン当たり単価	備 考
異常補てん 積立金	2 6 9 円	契約会員（全農） 2 6 9 円/トン

国が飼料機構に令和3年度に交付した補助金230億円に対応する異常補てん積立金を令和4年度から8年度、令和4年度に交付した補助金435億円に対応する異常補てん積立金を令和9年度から13年度、令和4年度に交付した補助金103億円のうち令和4年度第4四半期の異常補てん交付金に対応する異常補てん積立金の9億円を、令和8年度に契約会員（全農）から徴収した上で飼料機構に納入する。

年度毎の積立額は、農林水産省畜産局長が定め、飼料機構が各基金との契約数量に応じて算定した額となる。

(イ) 金額

区 分	金額（千円）	算 定 基 礎
異常補てん 積立金	1 , 8 1 6 , 3 2 0	契約数量×269円/トン

（「預り金」に該当するため、収支予算書には計上しない。）

(5) 長期借入金の返済

ア. 飼料機構から令和4年度に借り入れた14,210,120千円について、令和10年10月まで、四半期毎に20回均等払で返済する。

イ. 飼料機構から令和5年度に借り入れた3,066,940千円について、令和11年10月まで、四半期毎に20回均等払で返済する。

ウ. 年度末の補てん財源に余裕があれば、繰上償還について検討する。

(6) 令和4年7～9月期以降の借入れによる補てん金の返還要請

借入金の返済完了までの間、以下に該当する場合には、畜産経営者に借入により補てんした金額の返還を求める。

ア. 廃業等の合理的な理由がなく、畜産経営者が基本契約及び数量契約の更新を行わない場合。

イ. 飼養規模縮小等の合理的な理由がなく、畜産経営者が契約数量を大きく減じる場合。

(7) 補てん金の交付

ア. 通常価格差補てん金

現時点では、今後の配合飼料の原料価格の変動幅を予測することが困難な為、交付額は積立金額から借入金返済額を差し引いた12,749,671千円とする。

イ. 異常価格差補てん金

飼料機構から異常補てん交付金の交付を受けた時に、契約会員（全農）に交付する「預り金」に該当するため、収支予算書には計上しない。

以 上